

「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」 の設置について

(平成22年8月30日一部改正)

1. 趣旨

最低賃金の引上げについて主導的な役割を果たす厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）で「検討チーム」を設置し、以下の事項について検討を行う。

- 最低賃金引上げの課題等の調査の進め方
- 最低賃金引上げに当たっての中小企業支援策のあり方
- 最低賃金引上げが経済や雇用に及ぼす影響 等

2. メンバー

「検討チーム」のメンバー構成は以下のとおり。

厚生労働省 細川副大臣
労働基準局長
大臣官房審議官（賃金担当）

経済産業省 増子副大臣
中小企業庁長官
中小企業庁事業環境部長
経済産業政策局審議官

適宜、両省の関係部局長が参加

なお、「検討チーム」の下に、以下のメンバーで構成する「ワーキング・グループ」を設置する。

厚生労働省 大臣官房審議官（賃金担当）、
大臣官房参事官（賃金時間担当）

経済産業省 中小企業庁事業環境部長、同部企画課長、
産業人材政策室長

適宜、両省の関係課長が参加

3. スケジュール

当面は、平成22年4月から最低賃金引上げの課題等の調査を円滑に実施できるよう検討を行う。合わせて、最低賃金引上げが経済や雇用に及ぼす影響等についても、既存の研究成果のサーベイ等を行う。